

# 暴力団等排除に関する特約条項

(Shinjuku Free Wi-Fi(店舗)への参加の解除について)

## 第1条

一般社団法人 新宿観光振興協会（以下「甲」という。）は、Shinjuku Free Wi-Fi(店舗)への参加申請をした個人事業者・法人・その他団体の代表者および役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等を含む（以下「乙」という。）が、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当するときは、Shinjuku Free Wi-Fi(店舗)への参加を解除することができる。

## 第2条

第1条により、Shinjuku Free Wi-Fi(店舗)への参加が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲はいかなる賠償の責を負わない。

## 第3条

乙は、甲が暴力団員等であるか否か疑義が生じた場合、確認のため警視庁等へ照会がなされることに同意したものとする。

- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者